

若者向け
特集号

いま若者が狙われている!

～ 18歳から「大人」! 真に自立した消費者になろう! ～



目次

・いま若者が狙われている!	1	・契約について学ぼう!	5
・若者に多い消費者トラブル		・クーリング・オフによる契約解除方法	6
事例1 美容医療のトラブル	2	・お金について学ぼう!	6
事例2 賃貸住宅に関するトラブル	2	・エシカル消費について学ぼう!	7
事例3 ネット通販の「お試し購入」	3	・学校での消費者教育を応援します!	8
事例4 暗号資産のもうけ話	3	・「消費者が意見を伝える」ときのポイント	8
事例5 偽通販サイトのトラブル	4	・消費生活相談窓口のご案内	8
事例6 偽SMS・メール	4		

若者に多い消費者トラブル

事例1 美容医療のトラブル ～後悔しないよう慎重に～



アドバイス

- ・今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、通常価格から値引きされた金額での契約をすすめられたりしても、**その場で契約・施術をしない**ようにしましょう。
- ・施術前に**リスク**や**副作用**の確認をしましょう。
- ・クレジットを組んでまで**必要な施術**なのかよく考えましょう。

事例2 賃貸住宅に関するトラブル ～住み始める時から備えておこう～



アドバイス

- ・契約する前に、**契約書類の記載内容をしっかりと確認**しましょう。
- ・入居するには、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、写真や動画で記録に残しましょう。
- ・入居中にトラブルが起きた場合は、すぐに**貸主側に相談**しましょう。
- ・退去するには、精算内容をよく確認し、納得できない場合は**貸主側に説明を求め**ましょう。

【参考】国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html



事例3

ネット通販の「お試し購入」～最終確認画面でしっかり確認を～

1 SNSの広告から
ダイエットサプリを購入したが…



2 お試しのつもりが、2回目が届き…



3 事業者に解約を申し出るも、「6回の
購入が条件のコース」と言われた。
2回目以降は金額が上がるようだ。
解約したい



アドバイス

- ・インターネットで商品を購入する際は、**定期購入**になっていないか、支払い総額は
いくらかなど、しっかりと確認しましょう。
- ・契約内容の証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。
- ・未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります。(5ページを参照)
- ・インターネット通販には、**クーリング・オフ制度はありません**。(6ページを参照)

事例4

暗号資産のもうけ話 ～簡単にもうかる話は疑って～

1 SNSで知り合った人に「暗号資産の運用で
簡単にもうかる」と言われ、投資サイトで
取引をして…



2 数日後、利益が出て、
出金できたので、
追加で大金を投資し…



3 利益が出たので、出金しようと
したら、手数料を払わないと
出金できないと言われた



アドバイス

- ・会ったことのない相手からの投資話は、**詐欺**を疑ってください。
- ・金融庁のウェブサイトですべての暗号資産交換業者の登録業者か確認し、**無登録業者**とは取引
しないようにしましょう。
- ・取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。

事例5

偽通販サイトのトラブル ～安すぎる通販サイトは注意～

1 ブランド品が大幅値引きされている
通販サイトを見つけて…



2 代引き配達で商品が
届いたものの…



3 偽物だった



アドバイス

・偽物が届いたり、商品が届かなかったりする「偽通販サイト」の特徴は

- ・ 販売価格が大幅に割引されている。
- ・ 入手困難な商品が売られている。
- ・ 記載されている日本語の字体や文章表現が不自然である。
- ・ 販売事業者名、住所、電話番号等の情報が記載されていない。
- ・ 「代引き配達」など、支払方法が限定されている。
- ・ 偽通販サイトの特徴を知り、**怪しいと感じたら注文しないようにしましょう。**

事例6

偽SMS・メール ～正規のサイトやアプリから確認を～

1 大手通販サイトから
携帯電話に「会員満期通知」
という件名でメールが届き…



2 「月会費550円が引き落としできませんでした」と
書いてあったので「会員ログイン」をタップして
遷移し、サイトの指示に従ってクレジットカード
番号を入力したら…



3 クレジットカードの
請求明細に、知らない
請求があった



アドバイス

- ・ 事業者や公的機関などのSMSやメールを見るときは、フィッシング詐欺を疑いましょう。
- ・ 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。
- ・ フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら、ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しないでください。
- ・ フィッシングサイトに情報を入力してしまったら、同じID・パスワード等を使っているサービスも含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などにも連絡しましょう。

契約について学ぼう!

契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、
当事者双方の合意によって成立します。



契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したときです。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

契約をやめられるのは、どんなとき?

クーリング・オフ

契約をした後、一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度です。詳しい内容は6ページをご覧ください。

未成年者の契約(未成年者契約の取消し)

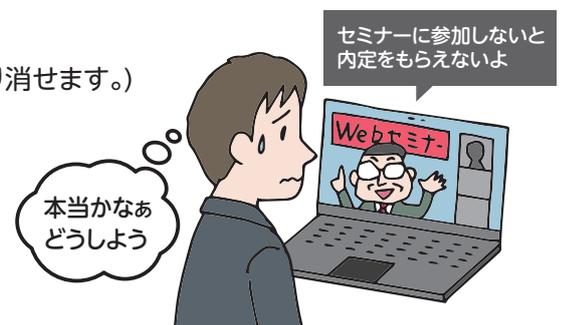
未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ・あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ・親から任されている営業取引に関する契約
- ・自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せません。)

勧誘方法に問題のある場合など

次のような理由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- ・就職セミナー商法等、不安をあおられて契約した場合
- ・「帰りたい」と言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- ・相手に騙されたり、脅されたりして契約した場合 など



クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

事業者へのクーリング・オフ通知は、書面(はがき等)のほか、電磁的記録[※]でもできます。

※電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

クーリング・オフができる取引例	期 間
・ 訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)	8日間
・ 連鎖販売取引(マルチ商法など) ・ 業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)	20日間

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)

- ・ クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
- ・ クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
- ・ クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフの通知の書き方、クーリング・オフができない取引例など詳細はこちら



お金について学ぼう!

いろいろな支払い方法

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきました。

それぞれの支払い方法の特徴を理解しておくことが大切です。

プリペイドカード

前もってカードにお金をチャージし、支払いをすると、カードからお金が引かれていきます。

電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。



デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結していて、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。

クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使用してしまうことはありません。



クレジットカード

クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。



スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。支払い方法は、店舗に置かれている二次元コードを読み取るもののほか、店舗のバーコードリーダーで、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



エシカル消費について学ぼう!



エシカル消費とは

エシカル(ethical)とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」と言います。

消費者一人一人のエシカルな行動が世界の未来を変える“チカラ”を持っています。

日々の生活の中で「エシカル消費」を実践してみませんか。

愛知県では「私が変わる 未来を変える」を合言葉に、「エシカル消費」の普及促進に取り組んでいます。

エシカル消費の具体例

リサイクル製品・エコ商品を選ぶ
環境負荷を減らす、資源を保護する



エコマーク



グリーンマーク



環境

マイバッグを持参する
プラスチックごみを減らす



必要な量だけ買う
食品ロスを減らす



認証ラベル・マークのある
商品を選ぶ

持続可能な森林資源や水産物の
普及につながる



FSC®
FSC®認証
マーク



海のエコラベル
MSC認証
www.msc.org.jp
MSC
「海のエコラベル」

地域

地域で生産された農林水産物を
地域で消費する(地産地消)
地域を元気にする、環境負荷を減らす



フェアトレード商品を選ぶ

発展途上国の生産者・労働者の
生活をよくして自立を支援する



国際フェアトレード
認証ラベル



人・社会

障害のある人が事業所等で
作った製品を選ぶ

障害がある人の自立を支援する



(認証ラベル・マークは一例です。)

検索

エシカル消費ポータルサイト
エシカル×あいち



#わたしのエシカルあいち2024

SNS投稿キャンペーン

あなたの身の回りにあるエシカルなものを撮影して
Instagram / Xに指定のハッシュタグをつけて投稿しよう!

抽選で10名様に

「エシカルなアイテム」をプレゼント!

※商品は「あいちエシカルパーク」出展者提供の商品です。

応募期間

2024年 9/6(金)~

2025年 1/8(水)

愛知県にお住まいの方限定



▲詳細はこちら

STEP①

Instagram / Xのエシカル×あいち
公式SNSアカウントをフォロー。

Instagram



@ethicalaichi

X



@ethicalaichi

STEP②

「エコ」「地産地消」「フェアトレード」の
いずれかに当てはまる写真に下記2つの
ハッシュタグをつけて投稿。

①

#わたしの
エシカル
あいち2024

②

「#エコ」
「#地産地消」
「#フェアトレード」

当てはまるものいずれか1つ

STEP③

当選された方には各種SNSの
ダイレクトメッセージで
お知らせします。



※2025年1月下旬ごろ予定

学校での消費者教育を応援します！

小・中学生向け消費者教育教材



小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配付しました。

消費者教育の専門家を講師として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施しておりますので、あわせてご利用ください。

愛知県 かしこい消費者のススメ 検索



消費者教育講師派遣のご案内

学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育 講師 検索



消費者教育・啓発用映像教材の貸出し

契約・クレジット・悪質商法・インターネットの安全な利用など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出しを行っています。

貸出しは無料です。学校での授業や研修にぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育DVD 検索



消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご利用いただくため、成年年齢引下げや契約などをテーマとした講座をYouTubeで配信しています。

愛知県 消費者教育 YouTube 検索



あいち暮らしWEB・あいち暮らしっく

●消費生活情報 あいち暮らしWEB

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- ・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう！」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」など



あいち暮らしWEB 検索



●消費生活情報「あいち暮らしっく」

悪質商法の注意喚起をはじめ、消費者事故やエシカル消費など、幅広い消費生活情報を掲載しています。

あいち暮らしっく 検索



消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」

県及び市町村の消費生活相談窓口には、消費生活に関する様々な相談が多く寄せられています。

この「-消費者トラブル情報- <あいちクリオ通信>」では、消費者被害の未然防止を図ることを目的にその時々具体的な相談事例を紹介し、消費者トラブルに対する注意を喚起しています。

愛知県 あいちクリオ通信 検索



X(旧Twitter)、YouTubeによる情報発信

X(旧Twitter)、YouTubeでも、「消費生活情報 あいち暮らしWEB」として、消費生活に関する情報の発信を行っています。



[X(旧Twitter)]



[YouTube]



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで！

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

購入した商品やサービスに不満があったとき、あなたなら自分の意見をどのように事業者に伝えますか？ 自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1 ひと呼吸、置こう！

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point 2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3 事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



消費生活相談窓口を利用しよう！

消費生活相談窓口では、商品やサービスに関する契約トラブルや、悪質商法による消費者被害、製品事故等についての相談を無料で受け付けています。トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

相談内容などの秘密は守られます！

一人で相談するのが不安な場合は、ご家族や学校の先生などの身近な人と一緒に相談してくださいね。



消費生活相談員

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) 県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。